

つながり新聞

平成31年4月号

NEWS

青色申告特別控除

令和2年分から改正

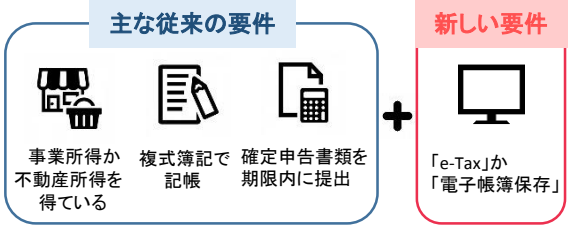
これまで所得の種類や記帳のレベルによって最高65万円または最高10万円の2種類の青色申告控除がありました。ところが、平成30年度の税制改正で65万円、55万円、10万円の3種類に分かれることが決まりました。2020年以降の所得税および2021年度分以降の個人住民税から適用されます。改正のポイント点は、これまで65万円の控除を受けていた方の中で、プラスアルファの要件を満たしてない方については、控除の最高額が65万円から55万円になる、という事です。これまで10万円の控除を受けていた方が55万円控除を受けられるわけではありませぬのでご注意ください。

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件



新しい要件を満たさなければ、55万円の控除になります。

従来の要件に加え e-Taxなどを利用した時



新元号「令和」に決定

平成に続く新時代の名称は、万葉集の序文の一節から引用した「令和」に決まりました。世間では「令和決定」の号外を求めて、取り合いの争いが起こっていたとか。さっそく心が乱れておりますが、平成も残すところあとひと月です。美しい心を持ってよう準備をしておきましょう。ローマ字ではLではなく「Reiwa」になります。

4月の主な税務

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間申告、など

HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。 <http://0463545366.com/>

Tax Info

若者をだまし取る詐欺

少し前までは、詐欺に狙われるのはお金がある人でした。したがって、お金持ちでなければ、詐欺にあうこともないだろうと思いがちです。しかし今の詐欺は、ローンを組ませることで、お金がない人からも容易にお金を巻き上げる手口になります。ローン業者とグルの場合もあるので、注意しなければなりません。収入がないのにローンが組めるというのは、おかしな話です。十分注意して、見極めるようにしましょう。

Season

春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動期間は、4月6日〜4月15日頃に行われます。春休み明けで多くの通学者がラッシュ時間帯に戻ってくる4月。また、慣れない通学路を歩き始める新1年生たち。年度が変わりの4月、就職・新生活のシーズン、街には慣れないスーツに戸惑いを隠せない新社会人たちの姿。思いやり運転を心がけ、注意を払うことはもちろん、万が一にもしっかりと備えておきたいですね。

＜発行元＞
いちかわ税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
<http://0463545366.com/>

今月は桜まつり

2019年4月5日

Teamいちかわ

熊本地震の復興支援と観光PR中のくまモンに会いに行ってきました。

プロ野球の世界では年俸のアップ・ダウンは当たり前ですが、高い年俸を手にした選手が成績不振などで大幅な減俸となったら、年俸が激減した状況であっても、去年の高い年俸に掛かる税金を払って、且つ生活していかなければならないのです。実際に税金を支払ったら、手元にほとんど残らないこと言っている選手もいます。特に大幅ダウンの際に取り上げられるのが、来年「大丈夫？」です。これは、来年の野球の成績のことではありません。来年支払う税金のことなのです。☆次回は勤務先から記念品を買った時です。

せいぎん 豆知識